

年 月 日

(宛先) 階上町長

住 所  
氏 名

㊟

つながるぬくもり階上町空き家バンク登録申込書

つながるぬくもり階上町空き家バンク制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおりつながるぬくもり階上町空き家バンクへ登録を申し込みます。

なお、登録内容は、つながるぬくもり階上町空き家バンク登録カード(様式第 2 号)に記載したとおりです。

記

- 1 次の事項について、承諾します。
  - (1) 登録した空き家に関する情報を、町と協定を締結した宅地建物取引業者と利用希望者に提供されること。
  - (2) 登録した空き家に関する情報で所有者等以外の情報(所在地、物件の概要及び写真等)を、階上町のホームページ、広報誌等で一般に公開されること。
  - (3) つながるぬくもり階上町空き家バンク登録カードに記入した内容をもとに、現地で空き家の状態を町の担当者が確認するため、固定資産税の課税資料を閲覧すること。
- 2 次の事項について、誓約します。
  - (1) つながるぬくもり階上町空き家バンク登録カードの記載内容に偽りはないこと。
  - (2) 空き家に関する契約交渉に関わる仲介を依頼するときは、町と協定を締結した宅地建物取引業者へ仲介を依頼すること。
  - (3) 利用希望者との交渉及び契約には誠意を持って臨み、質疑、紛争等については当事者間で解決に当たること。
  - (4) 私は、階上町暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員ではありません。
- 3 注意事項
  - (1) 階上町では、情報の提供や必要な連絡調整等を行いますが、空き家に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約については、一切これに関与しません。
  - (2) 宅地建物取引業者の仲介を通さない物件については、利用希望者に所有者等の情報を公開します。
  - (3) 宅地建物取引業者の仲介には、宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)第 46 条第 1 項に規定する範囲内の仲介報酬等が必要となります。
  - (4) 申込みされた個人情報、階上町個人情報保護条例(平成 15 年階上町条例第 2 号)の規定の趣旨に基づき、つながるぬくもり階上町空き家バンク制度の目的以外に利用いたしません。